

試験依頼料算定基準

(2022年度適用)

1. 試験負担金 (1件 = 1資材、1場所、1対象につき) 単位：円/件 (税抜)

試 験 区 分		金 額
農 薬	苗床	260,000
	薬効・薬害 (予備試験含む)	435,000
	官能検査 (予備試験含む)	340,000
肥料および 土壌改良剤	官能検査必要	410,000
	官能検査不要	355,000
苗 床 資 材	乾物重・本畑調査有り	290,000
	乾物重・本畑調査無し	250,000
本 畑 資 材	官能検査必要	410,000
	官能検査不要	355,000
機 械	散布装置等	275,000
	収穫機等	340,000
乾 燥	乾燥機、乾燥施設	350,000
	乾燥用資材	300,000

注1) 農薬の薬効・薬害試験は無処理、対照薬剤、供試薬剤2処理 計4区以内とする。

農薬の予備試験は、無処理区を含め4区以内とする。

- 2) 農薬の予備試験の負担金については、試験内容により変更する場合がある。
- 3) 農薬の産地試験の委託耕作料は実費相当とし別途定める。
- 4) 肥料および土壌改良剤、本畑資材以外で品質収量調査を必要とする場合は、1件につき4万円を加算する。
- 5) 喫味確認等、その他調査を必要とする場合は、1件につき1万円を加算する。
但し、品質収量調査を必要とする場合は加算をしない。
- 6) 新規の機械、新規に実施要領を定めて実施する試験は別途金額を算定する場合がある。

2. 書類審査等手数料 (1件 = 1資材・1試験につき) 単位：円/件 (税抜)

区 分	内 容	非会員
理由書	A：公的機関等によるたばこでの新器材試験に準拠した成績書があり、有効性を判断できる場合	(1試験) 60,000
	B：過去に当該業者が試験実施した資器材の仕様変更で、基本性能等に影響するが、技術説明書または現物確認により有効性を判断できる場合	(1資材) 60,000
	C：過去の知見および技術説明書から判断し、有効性が明白な場合	(1資材) 60,000
見解書	代替性・優位性等効果は不明だが、技術説明書・現物確認および他作物での情報から、たばこの品質に明らかな影響がないと考えられる場合	(1資材) 60,000
農薬試験 成績書審査	農薬試験成績書について、試験例数として有効な例数となる場合 (JT作成の試験成績、予備試験成績等)	(1成績書) 60,000
変更申請	基本性能に影響しない仕様変更の場合	(1資材) 40,000
メーカー 試験	自社で試験を行い、たばこでの新器材試験に準拠した成績書を提出する場合	A：農薬、機械・乾燥 80,000
		B：肥料・土壌改良剤、 本畑資材、苗床資材 60,000

注1) 現物確認など専門委員の出張を伴う場合は、別途「専門委員出張旅費」を加算する。

2) 仕様以外の名称等軽微な変更の場合も変更申請書を徴する。手数料は徴収しない。

3. 産地試験委託耕作料 単位：円/10a (税抜)

種 類	黄 色 種	バーレー種
金額 (収穫・乾燥を伴う場合)	550,000	500,000
金額 (収穫・乾燥を伴わない場合)	490,000	350,000